

明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度 転入予定者受付票

_____様 _____様

以下のとおり、「明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱」に規定する届出を受け付けたことを証明します。

年 月 日
明石市長 ○ ○ ○

公印

受 付 年 月 日	年 月 日
受 付 番 号	
受 付 印	

【 本票の有効期限: 年 月 日 】

- 1 双方又は一方が明石市へ転入したことを証明する住民票の写し等を、上記期限までに提出してください。本票と引き換えに「明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書」をお渡しします。
- 2 上記期限までに提出がない場合は、届出の要件を欠くものとして、届出書類一式を連絡先へお返しします。
※期限内の提出が困難な場合は、ご連絡ください。
- 3 上記期限の経過又は受理証明書の交付をもって、本票は効力を失います。

(裏面)

この転入予定者受付票の提示を受けられた方へ

明石市では、すべての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえ」のまちの実現を目指してパートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施しています。

性の多様性において、違いや個性に対する差別や偏見のないまちづくりへのご理解とご協力をお願いします。

この転入予定者受付票は、届出者の双方が市外に在住していて、双方又は一方が明石市に転入しようとしているときにお渡しするものです。届出者が明石市内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明するために活用いただくものですので、事業者のみなさまにおかれましては、この転入予定者受付票の提示を受けた場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のありかた(性的指向、性自認、性表現)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

・パートナーシップ・ファミリーシップとは:

互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な2人の関係をいう。